

## 物品売買契約書（案）

上尾市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品の名称及び数量は、次のとおりとする。

| 売却区分番号 | 物 品 名 | 数 量 |
|--------|-------|-----|
|        |       |     |

（売買代金）

第3条 売買代金は、金\_\_\_\_\_円（消費税を含む。）とする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、前条に定める売買代金のうち入札保証金を除いた金\_\_\_\_\_円を甲が指定する納付書により、一括して令和6年9月3日までに甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第5条 売買物品の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した後、甲が売買物品を引き渡したときとする。

2 売買物品の引渡しは、乙が売買代金を完納した後遅滞なく行うものとする。

（名義変更）

第6条 乙は、前条第1項の規定により売買物品の所有権が乙に移転した後、遅滞なく移転登録申請等を行うものとする。

2 乙は移転登録等を行った後、甲から請求された場合は、移転登録等を行ったことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

（危険負担）

第7条 この契約の締結後、売買物品が甲の責めに帰することのできない事由により破損、焼失等により損失した場合は、乙の負担とする。

(契約不適合)

第8条 乙は、この契約締結後、第2条に定める売買物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が納付した入札保証金は、甲に帰属するものとする。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(定めのない事項等)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲、乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住 所 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号  
上尾市  
氏 名 上尾市長 畠山 稔

乙 住 所  
氏 名